

日本行政書士政治連盟千葉会規約施行細則

(目的)

第1条 この細則は、日本行政書士政治連盟千葉会（以下「本会」という。）規約（以下「規約」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(会費の納入方法)

第2条 規約第26条に規定する会費は、毎年4月30日までに直接本会に納入するものとする。

- 2 年度途中の入会者並びに会費の変更があった場合には、年額を12分し、残月数を乗じた額とする。
- 3 会費の延納又は減免は、幹事会で決定する。

(会費の返還)

第3条 すでに納入した会費は、返還しないものとする。

(地区活動費)

第4条 本会は、年度予算で定められた地区活動費を仮払金として地区に支払い、地区は仮受金として受け入れる。その額は幹事会で決定する。

- 2 地区は、政治資金規正法の規定に基づく使途、目的に従い、適正な領収書等と引き換えにこの仮受金を支出できる。

(仮受金の清算)

第4条の2 地区は、毎年12月25日及び3月25日付けをもって、仮受金の清算を行い、必要な帳票類や領収書を添え、残額を本会へ返送する。なお、本会は返送されたこの残額を翌月はじめに各地区へ再送金する。

(規程等の準用)

第5条 規約及び本細則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、千葉県行政書士会の規程等に基づいて、幹事会において決定する。

- 2 大会議事運営委員会の実施に必要な事項は、千葉県行政書士会議事運営委員会要綱に準ずる。

(地区長の出席)

第6条 地区長は、幹事会に出席して意見を述べることができる。

付則

1. この細則は、昭和63年10月29日から施行する。

付則

1. この細則は、平成3年6月15日から施行する。

付則

1. この細則は、平成13年9月18日から施行する。

付則

1. この細則は、平成18年3月14日から施行する。

付則

1. この細則は、平成21年4月1日から施行する。

付則

1. この細則は、平成25年12月6日から施行する。